平成２５年（フ）第４７号
青森県五所川原市大字川山字森内107番地
債務者　秋田　久幸
1　決定年月日時　平成25年７月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２５年（フ）第１０６４号
愛知県小牧市小牧４丁目409番地２　ファミール小牧404号
債務者　忠内　邦雄
1　決定年月日時　平成25年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１１９０号
名古屋市東区東大曽根町48番３号　第30オーシャンハイツ1106号、住民票上の住所大阪府枚方市渚南町14番19号
債務者　山下　怜子
1　決定年月日時　平成25年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８６号
青森県八戸市江陽２丁目13番18号　ベルハウス江陽５号
債務者　迎町　将樹
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月８日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第４６１号
熊本市中央区弥生町３番４号　ラポート弥生２―204号
債務者　冨田　照美
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第６９号
松江市国屋町181番地18、前住所鳥取市雲山112番地２　レジダンスヴァンヴェール403号
債務者　渡部　泰人
1　決定年月日時　平成25年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９８号
松江市東出雲町下意東450番地１　市営住宅町後団地５号棟504号、前住所松江市東出雲町揖屋893番地
債務者　大橋　啓子
1　決定年月日時　平成25年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４８８４号
京都市中京区壬生森前町30―12―201、申立時の住所大阪府吹田市千里山月が丘９番６号
債務者　藤井　克明
1　決定年月日時　平成25年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８４号
大阪市淀川区西三国３丁目19番14号
債務者　増田　明生
1　決定年月日時　平成25年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２７１８号
大阪市生野区中川１丁目２番21―1003号
債務者　武市　京子
1　決定年月日時　平成25年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２８４４号
大阪府八尾市安中町８丁目８番20号
債務者　ＫＨこと　平見　健司
1　決定年月日時　平成25年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２８５５号
大阪府交野市藤が尾２丁目８番８棟304号
債務者　澤村　**龍**彦
1　決定年月日時　平成25年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２９０９号
大阪府守口市藤田町２丁目21番17号
債務者　山城　輝良
1　決定年月日時　平成25年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２９２４号
大阪市都島区高倉町１丁目９番17号　さぬきマンション302号、前住所大阪府岸和田市小松里町2179番地
債務者　岩本　陽子
1　決定年月日時　平成25年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２９５７号
大阪府高槻市上土室１丁目10番１―404号
債務者　星賀三紀子
1　決定年月日時　平成25年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２９５８号
大阪府茨木市春日４丁目９番16号
債務者　小谷　裕行
1　決定年月日時　平成25年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２９６６号
大阪府門真市野里町26番23号　川島第５ビル105号
債務者　木下　精二
1　決定年月日時　平成25年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部